三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務に関する募集要項

1　趣旨

この募集要項は、三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託に際し、公募型プロポーザル方式により、専門的な知識や経験を有する者からの提案を受け、その内容及び能力等を総合的に比較検討して、最も適した受注事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

（１）委託業務名

三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務

（２）業務内容

別添「三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託期間

契約締結日から令和 14 年３月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和９年５月 31 日までを業務に必要な準備期間とし、令和９年６月１日から令和 14 年３月 31 日までを運営業務委託期間とする。

業務に必要な準備期間の費用は、提案上限額に含まれる。

（４）提案上限額

総額　９５，２４８，３９４円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3　事業者の選定方法

公募型プロポーザル形式

4　参加資格等

本企画提案公募に参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。ただし、一つの法人が複数の企画提案に参加することはできない。

（１）単独事業者又は共同事業者であること。なお、単独事業者の場合は、次の（２）から（８）の要件をすべて満たしていること。また、共同事業者の場合は、代表者及びすべての構成員が次の（２）から（７）の要件を満たし、（８）の要件については、少なくとも代表者が満たしていること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に掲げる者でないこと。

（３）三浦市指名停止等措置要領（平成７年４月１日施行）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４）直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。

（５）三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第２号。以下「市条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５条に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。

（６）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項の規定

に違反していない者であること。

（７）役員等（個人である場合はその者を、法人等である場合はその役員（市条例第２条第５号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。

（８）三浦市内において、令和８年 10 月１日時点で指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所を運営している者であること、又は神奈川県内において、令和８年 10 月１日時点で指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所を運営して１年以上が経過している者であること。

５　選定スケジュール

項　　目	日　　程
募集公告・参加申込受付開始	令和８年 11 月２日（月）
質問の提出期限	令和８年 11 月 16 日（月）午後５時まで
質問の回答期限	令和８年 11 月 20 日（金）
参加申込書提出期限	令和８年 12 月３日（木）午後５時まで
参加資格の審査結果通知	令和８年 12 月 21 日（月）
企画提案書提出期限	令和８年 12 月 25 日（金）午後５時まで
提案説明会（プレゼンテーション等）	令和９年１月 15 日（金）
選定結果通知	令和９年１月下旬
市と契約候補者との協議・契約締結	令和９年１月下旬

なお、上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

６　プロポーザル方式等の実施の公告

三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託公募型プロポーザルの実施について公告する。

（１）三浦市ホームページ並びに三浦市役所、南下浦出張所及び初声出張所の掲示場で公表する。

また、かながわ電子入札共同システム「入札情報サービスシステム」及び「障害福祉情報サービスかながわ」にも情報を掲出する。

（２）本プロポーザルに関する関係書類及び参加するために必要な書類は、三浦市ホームページからダウンロードする。

７　質問書の提出等

提案書等の作成に関する質問の提出及び回答は次のとおりとする。

（１）提出物　　質問書（様式１）

（２）提出期限　令和８年 11 月 16 日（月）午後５時

（３）提出方法

質問書に質問項目を箇条書きで記載し、電子メールにより、三浦市保健福祉部福祉課あて送信すること。その際、件名については以下のとおりとすること。また、必ず電話で受信確認を行うこと。

件名：三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務＋参加者名称＋送信月日

例：三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務　社会福祉法人〇〇　1115

（社会福祉法人〇〇が 11 月 15 日に質問書を送信した場合）

（４）電子メールアドレス　hoken0101@city.miura.kanagawa.jp

（５）回答方法　令和８年 11 月 20 日（金）までに、三浦市ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

（６）なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、選定委員名等）は受け付けない。

８　参加申込書の提出等

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式２）

イ　誓約書（様式３）

ウ　役員名簿（様式４）

エ　同種類似業務実績届（様式５）

オ　履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

カ　指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の運営に当たり、県知事又は市区町村長から指定を受けたことがわかる書類の写し（令和８年 10 月１日時点で有効なもの）

キ　印鑑証明書

ク　納税証明書

直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないことを証明するもの

※オ、キ及びクは、提出日前３か月以内に発行したもの（写しも可とする。）

ケ　共同事業者の場合は、グループの構成表（様式６）及び全ての構成員における上記のイからクを提出すること。

（２）提出先

〒238-0298　神奈川県三浦市城山町１番１号　三浦市保健福祉部福祉課

（３）提出期限

令和８年12月３日（木）午後５時

（４）提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとする。

（５）参加資格の審査結果通知

参加資格の審査結果について、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に令和８年

12 月 21 日（月）までに通知する。受信確認を返信すること。

9　企画提案書の提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成すること。

（1）提出書類

企画提案書（様式７）

（2）提出先

〒238-0298　神奈川県三浦市城山町１番１号　三浦市保健福祉部福祉課

（3）提出部数

正本１部、副本６部

（4）提出期限

令和８年 12 月 25 日（金）午後５時

（5）提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとする。

（6）その他留意事項

ア　企画提案書は、左端２箇所にステープラー止めしてまとめ、正本の表紙には代表者印を押印することとし、他の企画提案書の表紙は副本（コピー）とする。

イ　企画提案書は、Ａ４版、文字は 10.5 ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。必要により、Ａ３版を使用するときは、折り込んでとじることとし、２ページ分のカウントとすること。

ウ　仕様書に基づき、創意工夫ある提案とすること。

エ　提出後の書類の変更、差替え又は再提出は、受付期間中に限り認める。その後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。プレゼンテーション等審査時の追加資料の提出及び提示も認めない。

10　辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、「９　企画提案書の提出等（４）提出期限」までに参加辞退届（様式８）を提出すること。

11　プロポーザルの審査方法等

（1）審査方法等

候補者の選定は、評価基準に基づき、三浦市職員からなる「三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、提案書及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ、契約候補者を選定する。なお、当該審査は、非公開とする。

参加業者が１者のみの場合においては、提案書及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ、妥当であると判断された場合は、契約候補者として決定する。

（2）書類審査

提出された企画提案書について、各提案項目を評価する。

（3）プレゼンテーション等審査

次によりプレゼンテーション等審査を行うものとする。

ア　日　時　令和９年１月 15 日（金）を予定
　　ただし、状況により変更する場合がある。
イ　会　場　三浦市役所内の会議室を予定
ウ　出席者　３名以内とする。
　　なお、説明員には、業務管理者、主任相談支援専門員又は相談支援専門員として従事する予定の者を含むこと。
エ　時　間
　プレゼンテーション等、質疑応答を含めて 45 分（プレゼンテーション 30 分及び質疑応答 15 分程度を想定）とする。
オ　その他
（ア）プレゼンテーションは非公開とする。
（イ）プロジェクターを使用しての説明を可とする。
　なお、本市はプロジェクター、接続端子（HDMI）及びスクリーンを用意するが、それ以外の使用機材は、提案者側で用意すること。
（ウ）事前に提出した企画提案書に記載されている内容に限り、プロジェクターで図表等を拡大し説明することは可能とする。

12　評価基準

　評価項目、配点等については、別表「三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託プロポーザル審査表」に定めるとおりとする。

　評価の結果、最も点数の高い提案事業者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、審査委員会委員の協議により選定する。

　選定後に本市と契約候補者とが交渉を行い、交渉成立後、本市が正式に契約事業者として決定する。

　なお、当該交渉がやむを得ない事由で不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に交渉を行う。

　ただし、得点が 60％未満の場合は落選とし、全ての応募者が落選した場合は、該当者なしとする。

13　審査結果

　審査を受けた各事業者に対し、令和９年１月下旬までに審査結果を電子メールで通知し、本市ホームページに掲載する。

　なお、通知する内容は、順位、点数、契約候補者となった提案者の名称及び通知先の提案者の名称とし、その他の提案者の名称は非公表とする。また、市ホームページに掲載する内容は、順位、点数及び契約候補者となった提案者の名称とし、その他の提案者の名称は非公表とする。

14　契約手続

　契約候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ、作成した仕様書等に基づき、提案書提出時の見積書の見積金額を超えない範囲で契約候補者と契約する。

15　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）提出書類の提出方法、提出期限等がこの要項に適合しない場合

（２）提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合

（３）プレゼンテーションに出席しない場合

（４）「４　参加資格等」を満たさない場合

（５）提案書提出時の見積金額が提案上限額を超えている場合

（６）審査の公平性を損なう不誠実な行為があった場合

16　その他留意事項

（１）本募集における書類の作成、提出等にかかる費用は、事業者の負担とする。

（２）提出書類について、事業者選定後に返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。

（３）三浦市情報公開条例（平成 15 年三浦市条例第 21 号）に基づき公開する場合がある。なお、非公開情報が含まれている場合は、その旨を明記すること。

（４）提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

（５）審査経過等は公表しない。

（６）審査結果の異議申し立ては認めない。

（７）本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用してはならない。また、本募集に関わりがなくなった時点で、本市から配布された資料及びその他知り得た情報について適切に破棄すること。

（８）提案事業者から提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他三浦市が必要と認めるときは無償で使用できるものとする。

17　連絡先

三浦市 保健福祉部 福祉課 （担当：織田）

住所 〒238-0298 神奈川県三浦市城山町１番１号

電話 046-882-1111（内線 361）

FAX 046-881-0148

hoken0101@city.miura.kanagawa.jp

別表　三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務委託プロポーザル審査表

大項目	中項目	審査の視点	評価点
運営方法	障害者相談支援事業の受託実績及び関係業務の運営実績	・障害者相談支援事業や基幹相談支援センター運営に関する委託実績があるか ・過去３年以上指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の運営実績があるか ・上記事業等について、三浦市内での委託実績又は運営実績があるか	20 点
	管理体制、方針	・緊急時の対応について、具体的かつ実効性のある取組みが提案されているか ・個人情報の管理体制について、適切な内容となっているか	15 点
	運営の安定性	・法人財務状況などを踏まえ、継続的な事業を行えるか	5 点
職員の配置計画	配置予定者の専門性や質の担保	・配置予定者の専門性や質の担保が図れているか（有資格者の配置人数や研修体系等） ・配置予定者に主任相談支援専門員が配置されているか	20 点
	人材配置と資質の向上	・障害福祉の知識だけでなく様々なニーズに対し各種専門職等との連携体制の構築等に適した人材配置となっているか ・行政や医療、保健、福祉等各種専門的な機関との連携や協働などネットワークの構築が図ることのできる人材配置となっているか	15 点
業務管理		・専門職員が常に働きやすく、安定的に業務に当たることができる体制が整っているか ・業務改善や職員の人材育成の体制の充実が図られているか ・収支予算計画書は適切な内容となっているか	25 点

大項目	中項目	審査の視点	評価点
業務の方針		・事業の実施予定場所について、利用者の利便性に配慮した立地となっているか。 ・障害福祉分野の相談支援体制に関する提案について、具体性かつ実効性があるか ・総合的・専門的な相談支援の実施についての実効性はあるか ・地域の相談支援体制の強化の取組、連携強化などについて、効果的かつ具体的な支援の検討がされているか ・地域移行支援・地域定着支援について、効果的かつ具体的な支援の検討がされているか ・権利擁護、虐待の防止及び差別解消について、市及び市の虐待防止センターとの連携した取組内容となっているか ・地域生活支援拠点コーディネーターの取組について、効果的かつ具体的な支援の検討がされているか ・三浦市障害者自立支援協議会の運営等の取組について、地域課題の解決に向けた具体的な検討がされているか ・医療的ケア児等の支援に関する取組や他に基幹相談支援センターの運営にあたり必要と考える取組等の内容について、効果的かつ具体的な支援の検討がされているか	65 点
特定テーマへの対応		・テーマ１に対し、効果的かつ具体的な支援の提案がされているか ・テーマ２に対し、効果的かつ具体的な支援の提案がされているか	30 点
見積額		・見積金額が提案上限額以内となっているか	5 点